

○組織変更における審査手続き及び提出書類等について

第1 組織変更等の類型

1 合併

合併は複数の会社がひとつになること。

- ・吸収合併・・・ひとつの会社が存続し、他が消滅する形態
- ・新設合併・・・合併する当事会社がすべて消滅し、新たに設立された会社に吸収される

2 営業譲渡（事業譲渡）

営業譲渡とは、「営業」を構成する各個財産に加え、経済的に価値のある事実関係を含むものとして、営業財産を契約により移転することをいう。

3 会社分割

会社分割とは、ひとつの会社をふたつ以上の会社に分けることをいう。

- ・新設分割・・・新設会社に営業を承継させる形態
- ・吸収分割・・・分割した営業を既存の会社に承継させる形態

第2 必要書類等

類型に基づき入札参加資格の取扱い及び資格審査の方法等については、以下のとおり

1 合併

(1) 吸収合併・・・存続会社が「資格あり」の場合

ア 資格の取扱い

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・存続会社は、合併前の資格が継続する・合併後の実態に応じた資格の再認定を申請することができる。 |
|--|

イ 必要書類等

(ア) 資格の再認定を申請しない場合

- ① 変更届（消滅会社が「資格あり」場合、廃業の変更届も必要となる）
- ② 合併契約書の写し
- ③ 合併新会社の商業登記簿謄本
- ④ 合併新会社の定款
- ⑤ 株主総会の議事録
- ⑥ 公正取引委員会に提出した合併計画書の写し
※私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第15条の規定に該当する場合

(イ) 資格の再認定を申請する場合

まず、上記①から⑥の書類を合併後速やかに提出し、⑦以降の書類は整い次第速やかに提出する。

- ⑦ 入札参加資格審査申請書及び審査書類一式
- ⑧ 建設業許可通知書（写し）又は許可証明書
※合併により、存続会社が有していない許可で消滅会社の有していた許可を新たに取得した場合及び存続会社が一般建設業許可であって合併により要件を備え特定建設業許可を取得した場合で、当該許可が資格申請業種の要件となっている場合。
- ⑨ 測量・調査・設計に関する登録証明書等の写し
※新たに登録（部門追加を含む）した場合。登録内容に変更があった場合。

ウ 審査の基準となる経営事項審査または測量等の完成業務実績

(ア) 建設業者の場合

合併契約に合併期日の定めがある場合で、合併期日に新会社の実態を備えている場合は当該期日、そうでない場合は、合併登記の日を審査基準日とする経営事項審査に基づくことを原則とする。ただし、合併後3ヶ月程度の間営業年度を終了している場合は、当該営業年度終了日を審査基準日とする経営事項審査で、合併の実態を反映しているものに基づくことも差し支えない。

(イ) 測量等業者の場合

合併契約に合併期日の定めがあり、合併期日に新会社としての実態が備わっている場合は当該期日、そうでない場合は、合併登記の日を基準として直前2年間の合併当事会社の業務実績を合算して行うものとする。

エ 主観的事項

主観的事項は、合併前にすでに有資格業者であった者の成績に基づくものとする。有資格業者でなかった者については、主観的事項の算定対象としない。

工事成績点については、合併当事者の平均とする。ただし、工事成績点がない場合（工事成績があつて0点である場合を除く）は、平均の対象に含めない。その他の事項については、合併当事者の合計とする。

(2) 吸収合併・・・消滅会社が「資格あり」の場合

ア 資格の取扱い

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・消滅会社の資格は合併時点で消滅する。
よって、消滅会社は変更届（廃業する旨）を提出しなければならない。・存続会社は、合併後の実態に応じた資格の再認定を申請することができる。 |
|--|

イ 必要書類等

(ア) 資格の再認定を申請しない場合

- ① 変更届（廃業届）

(イ) 資格の再認定を申請する場合

まず、上記①の書類及び②から⑥までの書類を合併後速やかに提出し、⑦以降の書類に関しては、整い次第速やかに提出する。

- ② 合併契約書の写し
- ③ 合併新会社の商業登記簿謄本
- ④ 合併新会社の定款
- ⑤ 株主総会の議事録
- ⑥ 公正取引委員会に提出した合併計画書の写し
※独占禁止法第15条の規定に該当する場合
- ⑦ 入札参加資格審査申請書及び審査書類一式
- ⑧ 建設業許可通知書（写し）又は許可証明書

※合併により、存続会社が有していない許可で消滅会社の有していた許可を新たに取得した場合及び存続会社が一般建設業許可であつて合併により要件を備え特定建設業許可を取得した場合で、当該許可が資格申請業種の要件となっている場合。

- ⑨ 測量・調査・設計に関する登録証明書等の写し
※新たに登録（部門追加を含む）した場合。登録内容に変更があつた場合。

ウ 審査の基準となる経営事項審査または測量等の完成業務実績

上記(1)のウに同じ

エ 主観的事項

上記(1)のエに同じ

(3) 新設合併の場合

上記(2)に準じて取り扱う。ただし、イの(イ)の必要書類⑧⑨の提出は必須とする。

また、資格の再認定に伴う完成工事高または完成業務実績については、次のとおり。

ア 建設業者の場合

合併新会社の設立の日である合併登記の日を審査基準日とする経営事項審査に基づくものとする。

イ 測量等業者の場合

合併新会社の設立の日である合併登記の日を基準として直前2年間の合併当事会社の業務実績を合算して行うものとする。

2 営業譲渡（事業譲渡）

営業譲渡とは、建設業の全部、測量業の全部等の大きな業種区分について行われること（営業の全部譲渡）を原則とする。ただし、業種ごとや地域ごとといった営業の一部譲渡の場合でも、当該業種が一体性を有する場合や当該地域が県内全域である場合等、営業を譲り渡した者（以下「譲渡人」という。）の企業評価が営業を譲り受けた者（以下「譲受人」という。）に引き継がれることが合理的である場合は、この限りではない。

また、会社法第21条の規定により、譲渡した営業について、譲渡人は譲受人と競業してはならないとされている。よって、営業譲渡により資格の変更を申請する譲渡人は、少なくとも福島県内における当該営業において、競業しない実態を備えている必要がある。

(1) 譲渡人及び譲受人の双方が「資格あり」の場合

ア 資格の取扱い

（譲渡人）

- ・譲渡人が譲渡した営業に関する資格は原則として消滅する。
よって、譲渡人は変更届（廃止する旨）を提出しなければならない。
- ・譲渡人は譲渡後も建設工事に関する資格が残る場合は、譲渡後の実績に応じた資格の再認定を受けなければならない。

（譲受人）

- ・譲受人が有する資格は継続する。
- ・譲受人は譲受後の実態に応じた資格の再認定を申請することができる。

イ 必要書類等

(ア) 譲渡人

譲渡人は①から④までの書類を営業譲渡契約締結後速やかに提出し、⑤の書類は整い次第速やかに提出する。

- ① 変更届（譲渡する部門に関する廃業届）
- ② 営業譲渡契約書の写し
- ③ 商業登記簿謄本
- ④ 株主総会の議事録
- ⑤ 入札参加資格審査申請書及び審査書類一式（建設工事のみ）

(イ) 譲受人が資格の再認定を希望する場合

- ① 入札参加資格審査申請書及び審査書類一式
- ② 営業譲渡契約書の写し
- ③ 商業登記簿謄本
- ④ 定款
- ⑤ 公正取引委員会に提出した譲受計画書の写し

※独占禁止法第16条の規定に該当する場合

ウ 審査の基準となる経営事項審査または測量等の完成業務実績

(ア) 建設業者の場合

譲渡契約上の譲渡期日以降で譲り受けした実態を備えていると認められる日を審査基準日とする経営事項審査（以下「譲渡時経審」という。）に基づくものとする。

譲渡時経審は、譲渡契約当事者双方が受けていなければならない。

(イ) 測量等業者の場合

譲渡人について、当該資格が残存する場合、既に認定を受けている業務実績等から譲渡した分を除くものとする。

譲受人について、譲渡契約における譲渡期日以降で譲り受けした実態を備えていると認められる日を基準とし直前2カ年の業務実績を合算して行うものとする。

エ 主観的事項

(ア) 譲渡人が資格の一部を譲渡した場合で当該資格が残存する場合

譲渡人の主観的事項は変更しない。

(イ) 譲り受けた営業に関する譲受人の主観的事項

主観的事項は、営業譲渡前の双方の資格に関する成績に基づくものとする。

工事成績点については、譲渡当事者の平均とする。ただし、工事成績点がない場合（工事成績があつて0点である場合を除く）は、平均の対象に含めない。その他の事項については、譲渡当事者の合計とする。

(2) 譲渡人が「資格あり」、譲受人が「資格なし」の場合

ア 資格の取扱い

(譲渡人)

・譲渡人の資格に関しては、上記(1)のアのとおり。

(譲受人)

・譲受人は下記の要件を満たす場合に限り、新たに資格審査申請をすることきる。

① 資格申請できるのは、譲り受けた営業に関する業種のみであること。

② 譲渡を受ける営業に関する一切の債権債務を引き継ぐものであること。

イ 必要書類等

(ア) 譲渡人については、(1)のイの(ア)のとおり。

(イ) 譲受人が資格の再認定を希望する場合

① 入札参加資格審査申請書及び審査書類一式

② 営業譲渡契約書の写し

③ 商業登記簿謄本

④ 定款

ウ 審査の基準となる経営事項審査または測量等の完成業務実績

(ア) 建設業者の場合

上記(1)のウの(ア)に同じ。(ただし譲受人が新設会社である場合は、譲渡時経審の審査基準日は、新設登記の日である。)

(イ) 測量等業者の場合

譲渡人について、当該資格が残存する場合、既に認定を受けている業務実績等から譲渡した分を除くものとする。

譲受人が当該営業に関して既に実績を有する場合は、上記(1)のウの(イ)に準じる。そうでない場合は、譲渡人が既に認定を受けている資格に基づく実績によるものとする。

エ 主観的事項

(ア) 譲渡人が資格の一部を譲渡した場合で当該資格が残存する場合

譲渡人の主観的事項は変更しない。

- (4) 譲り受けた営業に関する譲受人の主観的事項
主観的事項は、譲渡人が有していた資格に関する成績を譲受人が引き継ぐものとする。

(3) 譲渡人が「資格なし」、譲受人が「資格あり」の場合

ア 資格の取扱い

(譲渡人)

- ・譲渡人が営業譲渡を理由として資格申請をすることはできない。

(譲受人)

- ・譲受人がそれまで有していた資格は継続する。
- ・譲受人は、営業を譲り受けた後の実態に応じた資格の再認定を申請することができる。

イ 必要書類等

譲受人が資格の再認定を希望する場合

- ① 入札参加資格審査申請書及び審査書類一式
- ② 営業譲渡契約書の写し
- ③ 商業登記簿謄本
- ④ 定款
- ⑤ 公正取引委員会に提出した譲受計画書の写し
※独占禁止法第16条の規定に該当する場合

ウ 審査の基準となる経営事項審査または測量等の完成業務実績

(ア) 建設業者の場合

原則として、譲渡時経審に基づくものとする。ただし、譲渡後3ヶ月程度の間に営業年度を終了している場合は、当該営業年度終了日を審査基準日とする経営事項審査で譲渡の実態を反映しているものに基づくことも差し支えない。

(イ) 測量等業者の場合

上記(1)のウの(イ)のとおり。

エ 主観的事項

主観的事項は、譲受人の譲渡前の成績をそのまま使用するものとする。

3 会社分割

会社分割の場合、競業禁止の義務は、分割契約で排除することも可能であると解される。この場合、営業を分割した者（以下「分割元」という。）は当該営業を継続する事ができるが、分割を受けた者（以下「分割先」という。）がその実績等評価を承継する以上、分割元の実績等は消滅したものとして扱わざるを得ない。よって、会社分割における分割元は、当該営業を廃止または休止していなくとも、当該営業に関する資格は、廃業したものとして取り扱うことになる。ただし、営業譲渡と同様、当該資格に関連する営業部門を区分することが可能である場合は、残存する実績等評価に基づき資格を継続することができる。

資格を廃業した場合に分割後の新しい実績によって、分割元が次回以降の資格審査申請をすることは差し支えない。

(1) 新設分割・・・分割元が「資格あり」の場合

ア 資格の取扱い

(分割元)

- ・分割した営業部門に関する資格は原則として消滅する。
よって分割元は、変更届（資格取り下げ等）を提出しなければならない。
- ・分割後も建設工事に関する資格が残る場合は、分割後の実態に応じた資格

の再認定を受けなければならない。

(分割先)

- ・分割先は、分割を受けた営業に関する業種のみ資格審査申請をすることができる。

イ 必要書類等

(ア) 分割元

分割元は①から④までの書類を分割契約締結後速やかに提出し、⑤の書類は整い次第速やかに提出する。

- ① 変更届（分割する部門に関する資格を廃止又は休止する場合）
- ② 分割計画書の写し
- ③ 商業登記簿謄本
- ④ 株主総会の議事録
- ⑤ 入札参加資格審査申請書及び審査書類一式

(イ) 分割先が資格審査を希望する場合

- ① 入札参加資格審査申請書及び審査書類一式
- ② 分割計画書の写し
- ③ 商業登記簿謄本

ウ 審査の基準となる経営事項審査または測量等の完成業務実績

(ア) 建設業者の場合

分割契約上の分割期日以降で分割した実態を備えていると認められる日を審査基準日とする経営事項審査（以下「分割時経審」という。）に基づくものとする。

分割元、分割先ともに、資格の認定を受ける場合は、分割時経審を受けていなければならない。

(イ) 測量等業者の場合

分割先について、分割元が既に認定を受けている資格に基づく実績によるものとする。

分割元について、当該資格が残存する場合、既に認定を受けている業務実績等から分割した分を除くものとする。

エ 主観的事項

主観的事項は、分割元が有していた資格に関する成績を分割先が引き継ぐものとする。

分割元の資格が継続する場合、分割元の主観的事項は変更しない。

(2) 新設分割・・・「資格あり」の会社を含む複数の会社が新設分割をする場合

ア 資格の取扱い

(分割元)

- ・有資格業者である分割元については、上記(1)のイのとおり。

(分割先)

- ・分割先は、分割を受けた営業に関する業種のみ資格審査申請をすることができる。

イ 必要書類等

上記(1)のイのとおり。

ただし、分割元は独占禁止法第15条の2の規定に該当する場合、「公正取引委員会に提出した共同新設分割に関する計画の写し」が必要である。

ウ 審査の基準となる経営事項審査または測量等の完成業務実績

(ア) 建設業者の場合

上記(1)のウの(ア)のとおり。

(イ) 測量等業者の場合

分割元について、当該資格が残存する場合、既に認定を受けている業務実績等から分割した分を除くものとする。

分割先について、分割契約上の分割期日以降で分割した実態を備えていると認められる日を基準として分割元の直前2カ年の業務実績を合算して行うものとする。

エ 主観的事項

(ア) 分割元が資格の一部を分割した場合で当該資格が残存する場合
分割元の主観的事項は変更しない。

(イ) 分割を受けた営業に関する分割先の主観的事項

主観的事項は、分割元の資格に関する成績に基づくものとする。

工事成績点については、分割元の平均とする。ただし、工事成績点がない場合（工事成績があつて0点である場合を除く）は、平均の対象に含めない。その他の事項については、分割元の合計とする。

(3) 吸収分割・・・分割元及び分割先の双方が「資格あり」の場合

分割元に関しては、上記(1)にすべて準ずる。

分割先については、以下のとおり。

ア 資格の取扱

(分割元)

・有資格業者である分割元については、上記(1)のアのとおり。

(分割先)

・分割先が既に有する資格は継続する。

・分割先は、分割後の実態に応じて新たに資格審査を申請することができる。

イ 必要書類等

分割先が資格審査を希望する場合

- ① 入札参加資格審査申請書及び審査書類一式
- ② 分割契約書の写し
- ③ 株主総会の議事録

ウ 審査の基準となる経営事項審査または測量等の完成業務実績

(ア) 建設業者の場合

上記(1)のウの(ア)に準じる。

(イ) 測量等業者の場合

分割元について、当該資格が残存する場合、既に認定を受けている業務実績等から分割した分を除くものとする。

分割先が当該営業に関して既に実績を有する場合は、分割契約上の分割期日以降で分割した実態を備えていると認められる日を基準として直前2カ年の業務実績を合算して行うものとする。そうでない場合は、分割元が既に認定を受けている資格に基づく実績によるものとする。

エ 主観的事項

(ア) 分割元が資格の一部を分割した場合で当該資格が残存する場合
分割元の主観的事項は変更しない。

(イ) 分割を受けた営業に関する分割先の主観的事項

主観的事項は、分割前の双方の資格に関する成績に基づくものとする。

工事成績点については、分割当事者の平均とする。ただし、工事成績点がない場合（工事成績があつて0点である場合を除く）は、平均の対象に含めない。その他の事項については、分割当事者の合計とする。

(4) 吸収分割・・・分割元のみが「資格あり」の場合

分割元に関しては、上記(1)にすべて準ずる。

ア 資格の取扱

(分割元)

- ・有資格業者である分割元については、上記(1)のAのとおり。

(分割先)

- ・分割先は、分割を受けた営業に関する業種のみ資格審査申請をすることができる。

(5) 吸収分割・・・分割先のみが「資格あり」の場合

分割先に関しては、上記(3)にすべて準ずる。

ア 資格の取扱

(分割元)

- ・分割元は、分割を理由として新たに資格審査を申請することはできない。

(分割先)

- ・上記(3)のAのとおり

※ 合併等の無効について

合併及び会社分割において、手続きに瑕疵がある場合等に、これを無効とすると著しく法律関係の安定を欠くため、合併等はその登記をもって確定し、無効となった場合も訴求効を持たないことが商法により定められている。よって、合併等が無効になった場合においては、その事実を速やかに届出させるとともに、入札参加資格の変更等を将来に向かって取り消すこととなる。

第3 組織変更等に関する申請の受付機関について

- 1 県内業者における組織変更
所轄の各建設事務所行政課（南会津建設事務所にあつては総務課）
- 2 その他
総務部入札監理課

第4 合併等に伴う特例措置について（県内業者のみ対象）

工事等の請負契約に係る競争入札における有資格業者間の合併に伴う資格審査等取扱要領（平成10年6月17日総務部長依命通達）の規定に該当する者については、資格の再認定後に総合点の調整等の特例措置を適用するものとする。